

防犯カメラの適正運用に関する誓約書

次の内容を確認の上、該当する項目の□にチェックしてください。

大野城市防犯カメラ設置補助金の交付申請及び交付を受ける防犯カメラの運用に関し、下記の事項に同意し、遵守することを誓約します。

記

- ☐ 大野城市防犯カメラ設置補助金又は他団体における同様の目的の補助金の交付を受けた者又はその同居者ではありません。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- ☐ 補助金が交付された後、この補助金の交付要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けていたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。
- ☐ 防犯カメラの撮影範囲は設置する自宅等の敷地内のみとし、やむを得ず敷地外が撮影範囲に含まれる場合は、撮影範囲に入る土地家屋の所有者に事前に同意を得た上で設置しています。
- ☐ 防犯カメラは設置した日から起算して1年間は撤去、移設又は撮影範囲の変更をしません。
ただし、撮影範囲内の家屋等の新築、建替等により、防犯カメラの撤去、移設又は撮影範囲の変更が必要な場合は、大野城市長が認めたときとします。
- ☐ 防犯カメラを撤去するまで、防犯カメラの設置を明示する表示板の撤去又は外部から見えにくい場所への移設を行いません。
- ☐ 個人情報保護法等の関係法令を遵守し、防犯カメラの画像データは外部に流出することのないよう、その取扱いには細心の注意を払い、不必要な複製や加工は行いません。また、画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲内の最小限の期間とし、保存期間を過ぎた画像データは速やかに削除します。
- ☐ 画像データ及び画像データから知り得た個人情報は、以下の場合を除き、第三者に開示又は提供しません。
 - (1)法令等に定めがある場合
 - (2)捜査機関から犯罪又は事故の捜査目的で画像データ提供の要請を受けた場合
 - (3)生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ☐ 防犯カメラの設置や運用に関して問題が発生した場合、自己の責任において処理することとし、速やかに所定の手続や適切な対策等を講じます。

年 月 日

大野城市長 宛

住所

氏名

(署名又は記名押印)